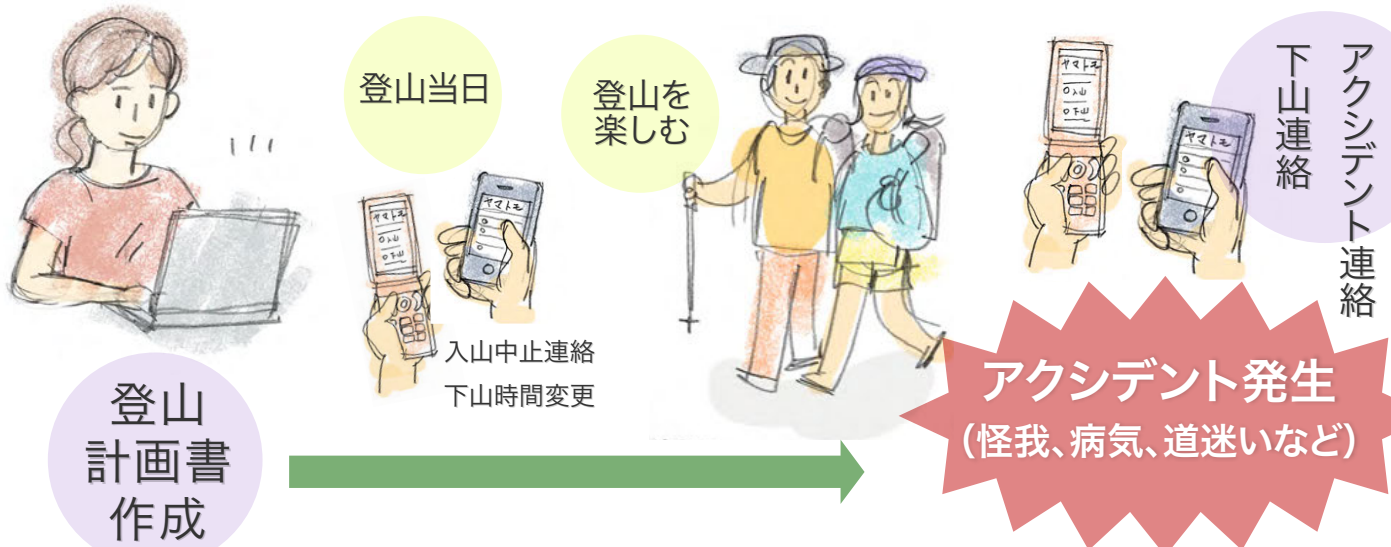


安全登山サポートシステムのしくみ

ROUSANパートナーズ会員



登山計画書作成

登山当日

登山を楽しむ

下山連絡
アクシデント連絡

アクシデント発生
(怪我、病気、道迷いなど)

連絡

- 登山計画書送信
- 下山連絡送信
- アクシデント連絡送信
- 救助要請送信

- 入山・中止確認メール発信
- 下山確認・気象情報・メール発信
- アクシデント確認メール発信
- 下山確認電話
- アクシデント確認電話

家族等
緊急連絡先
会員

情報収集
救助依頼

サポートシステム
サポートスタッフ常駐

本人に連絡が
取れない場合
に連絡

救助捜索
協力依頼

救助
捜索依頼

労山救助隊

山岳地域警察

公共山岳救助隊



安全登山サポートシステム運用マニュアル

ROUSANパートナーズ会員用

1. 安全登山サポートシステム(以後サポートシステムとする)とは、「ROUSANパートナーズ」の会員が登山を開始し、無事下山するまでを「安全登山サポートセンター(以後センターとする)」がサポートします。

怪我や病気などで登山が出来なくなった場合には、救助要請や情報収集を行いサポートするシステムです。

2. サポートシステムへの参加はパソコン、携帯電話、スマートフォンで利用可能とし、携帯電話はdocomo、au、ソフトバンクの3キャリアとします。

スマートフォンはアップル系、アンドロイド系の2キャリアとします。会員は個人番号、パスワード、携帯電話、メールアドレスでログイン、ログアウトし、システムへの出入りをします。携帯電話は初回のみ登録とし、次回からは携帯電話を識別し簡単ログインとします。

3. 山行計画書の入力

会員の山行計画書の送信は宿泊を伴う場合は前日とし、日帰りの場合は当日登山開始までとします。

計画書の記入は「ヤマトモ」ホームページから行います。

4. 登山中に計画の変更があった場合には、会員が計画書の訂正をします。

5. 下山予定時間がすぎた場合にはセンターより会員に下山連絡の呼びかけを行います。下山連絡がない場合は、センターは監視態勢に入ります。

6. センターが設定した時間が過ぎた山行計画に対し、会員に電話で下山確認をとります。次の対応として緊急連絡先に電話で下山確認を行います。

いずれも連絡が取れない場合は遭難とみなし、現地警察に問い合わせをおこない。必要に応じて遭難救助要請を行います。

7. 登山中に事故や病気または現在地を見失い行動できなくなった場合には、会員はアクシデント送信を行い、センターは監視体制に入ります。

8. 遭難事故や入通院の可能性を含むアクシデントが発生した場合、下山日を含め7日以内に事故一報をセンターに送信しなければなりません。※所定用紙をHPからダウンロードし記入の上センターへ送ります。

9. 救助捜索費用および見舞金の請求には個人会員遭難事故対策補償制度運営委員会への申請が必要です。※所定用紙をHPからダウンロードし記入の上、同委員会に送付してください。

10. この運用マニュアルの改廃については、安全登山サポートセンターが発議し、全国連盟理事会の承認を得るものとする。

11. この運用マニュアルは、2012年9月1日から施行する。

(労山組織会員用)

1. 安全登山サポートシステム(以後サポートシステムとする)とは「ROUSANパートナーズ」労山会員が登山を開始し、無事下山するまでを「安全登山サポートセンター(以後センターとする)」がサポートします。

2. サポートシステムへの参加はパソコン、携帯電話、スマートフォンで利用可能とし、携帯電話はdocomo、au、ソフトバンクの3キャリアとします。

スマートフォンはアップル系、アンドロイド系の2キャリアとします。

労山会員は労山システムの会員番号、パスワードでログイン、ログアウトし、システムへの出入りをします。携帯電話は初回のみ登録とし、次回からは携帯電話を識別し簡単ログインとします。

3. 山行計画書の入力

会員の山行計画書の会員からの送信は宿泊を伴う場合は前日とし、日帰りの場合は当日登山開始までとします。

計画書の記入は「ヤマトモ」ホームページから行います。

4. 登山中に計画の変更があった場合には、会員が計画書の訂正をします。

5. 下山予定時間がすぎた場合にはセンターより会員に下山連絡の呼びかけを行います。下山連絡がない場合は、センターは監視態勢に入ります。

6. センターが設定した時間が過ぎた山行計画に対し、会員に電話で下山確認をとります。次の対応として緊急連絡先に電話で下山確認を行います。

いずれも連絡が取れない場合は遭難とみなし、会員の当該会・クラブの担当者に連絡します。

7. 登山中に事故や病気または現在地を見失い行動できなくなった場合には、会員はアクシデント送信を行い、センターは監視体制に入ります。会員の当該会・クラブの担当者にも連絡します。

8. ホームページの計画書は、当該会の承認がないかぎり新特別基金の計画書としては認められません。会の担当者に会が認めた計画書を届けてください。

9. 労山会員が入山連絡、下山連絡が適正でない場合は、会員にたいしサポセンターはシステムの参加を拒否することがあります。

10. この運用マニュアルの改廃については、安全登山サポートセンターが発議し、全国連盟理事会の承認を得るものとする。

11. この運用マニュアルは、2012年9月1日から施行する。

安全登山サポートシステム 利用時の留意点

サポートシステムに登山計画書が登録されているか、登山計画書一覧から、必ず確認してください。

前日までに計画書が登録された場合は、当日午前0時に入山確認メールを配信します。入山時間前なら、入山時間の修正ができます。入山確認メールが届かない場合には、**手動で入山連絡をしてください**。登入山連絡がない場合は山計画が実行されなかったと判断します。

下山連絡がなかった場合には、何らかのアクシデントが発生したものと判断します。その場合、救助捜索について緊急連絡先と協議します。緊急連絡先と連絡が取れない場合には、**下山予定時間を大幅に(180分を目安とします)超過した時点で、警察に遭難として通報します**。

救助捜索の依頼を行う場合もありますので、電池切れなどで携帯電話、スマートフォンの使用が不能の場合は、**無事に下山したことを公衆電話等で必ずお知らせください**。

安全登山サポートセンター
03 6228 1198